

## 現プランと新プランの基本方針について

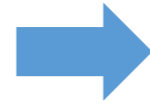
## 男女プラン

基本課題	施策の基本的方向性
1. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進 «女性活躍推進計画»	(1) 人間らしい生活を送るための働き方の見直し (2) 女性の活躍による経済の活性化 (3) 男性の働き方の見直し (4) 育児・子育て・介護支援の充実
2. すべての人が安心して暮らせる 環境の整備	(1) 女性に対する暴力の根絶 (2) 子どもの虐待防止 (3) 自立と安定した生活を送るための支援 (4) 生涯にわたる健康支援
3. 子ども、男性、高齢者等にとつ ての男女共同参画の推進	(1) 男女平等教育の推進 (2) 男性にとっての男女共同参画 (3) 高齢者にとっての男女共同参画
4. 地域における男女共同参画の 推進	(1) 活力ある地域活動の推進 (2) 地域で支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実 (3) 男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における安 全・安心なまちづくり
5. 男女共同参画による都市魅力の 創出	(1) ジェンダー平等に向けた意識の変革 (2) 政策方針決定過程への女性の参画促進 (3) ジェンダー平等に向けた国際的協調



## DVプラン

基本方針	施策の方向
1. DV を許さない意識づくりの 推進	(1) 市民に対する啓発 (2) 若年層への教育・予防啓発及び教育関係者に対する理解の促進 (3) 医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進
2. 安心して相談できる体制の整備	(1) 相談体制の充実 (2) 相談者の状況に応じた相談機能の充実
3. 被害者の安全確保の徹底	(1) 被害者の保護体制の徹底 (2) 被害者の情報管理の徹底
4. 被害者の自立支援と生活再建の 支援	(1) 生活基盤を整えるための支援 (2) 子どもに関する支援 (3) 高齢者・障がい者・外国人・性的マイノリティの方などへの支援 (4) 被害者の心のサポート
5. 推進体制の充実	(1) 人材育成研修 (2) 関係機関、団体等との連携機能の充実



## 新プラン

基本方針	施策の基本的方向性	ポイント
<b>1. 女性の参画拡大と活躍 の推進</b> «女性活躍推進計画»	(1) 意思決定過程への女性の参画促進 (2) 女性の活躍を支える環境の整備 (3) 女性の就業機会の拡大 (4) ワーク・ライフ・バランスの推進 (5) 育児・子育て・介護支援の充実	新プランにおいては、女性活躍推進の 取組強化を明確にするために基本方針 を設定した。また、基本方針 1 全体を 「女性活躍推進計画」として位置づけ る。
<b>2. 男女共同参画社会の実 現にむけた意識改革</b> «(2) は女性活躍推進計画»	(1) 子どもの頃からの男女平等教育の推進 (2) 男性にとっての男女共同参画 (3) 広報・啓発による理解の促進	性別による役割分担意識の解消に向け た基本方針を設定。なお「(2) 男性にと つての男女共同参画」は女性活躍推進 計画の一部として位置づける。
<b>3. すべての人にとっての 安心な暮らしの実現</b>	(1) 生涯にわたる健康支援 (2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定し た生活を送るための支援 (3) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等 の違いなど多様性の尊重と理解の促進 (4) 地域活動における男女共同参画の推進 (5) 防災における男女共同参画の推進	男女プランの基本課題 2 をベースに引 き継ぐべき方向性を示し、多様性の尊 重や防災における男女共同参画の推進 を明確に位置づける。
<b>4. 暴力の根絶と 被害者支援</b> «(1)～(4) は DV 防止基 本計画»	(1) 暴力を許さない意識の醸成 (2) 相談体制の整備及び連携体制の構築 (3) 被害者の安全確保の徹底 (4) 被害者の自立支援と生活支援 (5) 子どもへの虐待防止 (6) セクシュアルハラスメントの防止 (7) 性暴力対策の推進 (セーフシティさかいの推進)	DV のみならず、児童虐待、セクシュアル ハラスメント、性暴力も含めた暴力の根 絶とその支援を基本方針として設定。ま た、(1)～(4) を DV 防止基本計画と して位置づける。